

○学校法人明治薬科大学役員海外出張旅費規程

制定 令和2年3月25日
改正 令和8年6月25日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明治薬科大学役員等報酬規程第6条第2項の規定に基づき、役員に対して支給する海外出張旅費基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人とは、学校法人明治薬科大学のことをいう。
- (2) 海外出張とは、役員が法人業務のため、一時、その住所又は勤務地を離れ、海外へ旅行することをいう。
- (3) 国内旅費とは海外出張に伴い発生する、空港までの国内往復交通費のことをいう。

(旅費の支給)

第3条 役員が、業務のため、海外出張する場合には、当該役員に対し、別表の区分により、旅費を支給する。また出張先において安全性、合理性、相場を勘案し、別表区分によらず理事長の判断で実費を支給することができる。

(出張命令)

第4条 役員が、業務のため、海外出張の許可を得ようとする場合は、出張許可申請書を理事長に提出し、許可を得なければならない。

2 前項の場合、法人において計画した海外出張は、出張許可申請書の提出を要しない。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、国内旅費、航空賃、日当及び宿泊料とする。

(国内旅費)

第6条 国内旅費は、通常の経路及び方法により、計算する。

(航空賃)

第7条 航空賃は、別表に定める実費とする。

2 査証代、燃油サーチャージ及び空港利用税等の必要経費は、航空賃として取り扱うものとする。

(日当)

第8条 日当は、出張中に出張者が現地において必要とする交通費等の諸雑費に充てるものとし、国内の暦日計算に基づき出国の日から帰国の日までの夜数（日本時間で午前0時を経過した回数）に応じ別表に定める額を支給する。

(宿泊料)

第9条 宿泊料は、出張中の宿泊、夕食及び朝食並びにこれらに伴う諸雑費に充てるものとし、出張中の夜数に応じ、別表に定める額を支給する。

2 海外における出張中の夜数とは、現地滞在中の現地時間とし、実際に宿泊した日数で計算する。

3 成田空港を午前9時以前又は羽田空港を午前8時以前に出発しなければならない場合は前泊

を認め、学校法人明治薬科大学役員等国内出張旅費規程に準じて宿泊料を支給する。
(旅費支給の準用)

第10条 次の各号に掲げる者は、役員に準じ、旅費を支給する。

(1) 理事長が、役員に代わり、法人業務のために出張を認めた者

(2) 役員以外の者で、理事長が、随行を認めた者

(その他)

第11条 この規程に定めていない事項で、疑義又は必要を生じたときは、その都度、理事会において、協議決定する。

(公表)

第12条 法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月25日から施行する。

別表〔海外出張旅費算出表〕

航空賃	宿泊料			日当		
	指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方
ビジネス クラス (実費)	25,700 円	21,500 円	17,200 円	8,300 円	7,000 円	5,600 円

表中の指定都市・甲地方・乙地方とは、以下の都市及び地域を指す。

指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、
ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、
リヤド及びアビジャン

甲地方

1. 北米地域

北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

2. 欧州地域

ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

3. 中近東

アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

4. オセアニア地域

オーストラリア及びニュージーランド

乙地方

上記、指定都市、甲地方以外の地域